

令和7年5月26日の規制区域指定時点で施行中の工事について 届出が必要です！



＜静岡市では令和7年5月26日から、盛土規制法による規制を開始しました＞

1. 盛土規制法に基づく工事等の届出について

令和7年5月25日以前に工事着手し、5月26日以降も以下①から⑦の盛土等を行う場合については工事主は、**運用開始から21日以内(令和7年6月16日まで)**に宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)第21条第1項、又は第40条第1項に基づく盛土等に関する届出が必要です。

2. 届出対象となる盛土等の規模

■ 土地の形質の変更(盛土・切土)

① 盛土で高さが 1m超 の崖*を生ずるもの	② 切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)
④ 盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)	
		※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの

■ 一時的な土石の堆積

⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの

高さ30cmを超える土石の堆積をするもの。

3. 届出に必要な書類

①届出書

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(様式第15)
 - ・土石の堆積に関する工事の届出書 (様式第16)
- (宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 別記様式参照)

②位置図

③地形図

④土地の平面図

⑤土地の断面図

⑥盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

4. 規制開始前後に工事を行う場合の取扱い

該当工事		イメージ 規制区域指定日 (令和7年5月26日)	取扱い	
			許可	届出
1	規制区域指定日以後に着工される工事(下の3の許可の取得がない場合)		必要 工事着手までに盛土規制法の許可が必要	不要
2	規制区域指定日より前にすでに着手されている工事		不要	必要 規制区域指定日から 21日以内(令和7年6月16日まで) に届出が必要
3	規制区域指定日以後に都市計画法の開発許可を取得して着工される工事		不要 盛土規制法の許可を受けたものとみなされる	不要

※ 規制区域指定日より前に都市計画法の**開発許可を取得済みの工事**は上の1又は2に該当します。

<工事の着手の判断>

- ・工事現場において、設計図書と照合して行う最初のくい打ちが行われているもの
- ・本体工事の準備段階で行われる準備工(起工測量による位置出し、丁張りの設置など本体工事を行う前提で行われるのものに限る。)に着工されているもの

<お問い合わせ先>

静岡市 都市局 都市計画部 土地政策課 盛土対策係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 (5階)

電話:054-221-1591 ☎

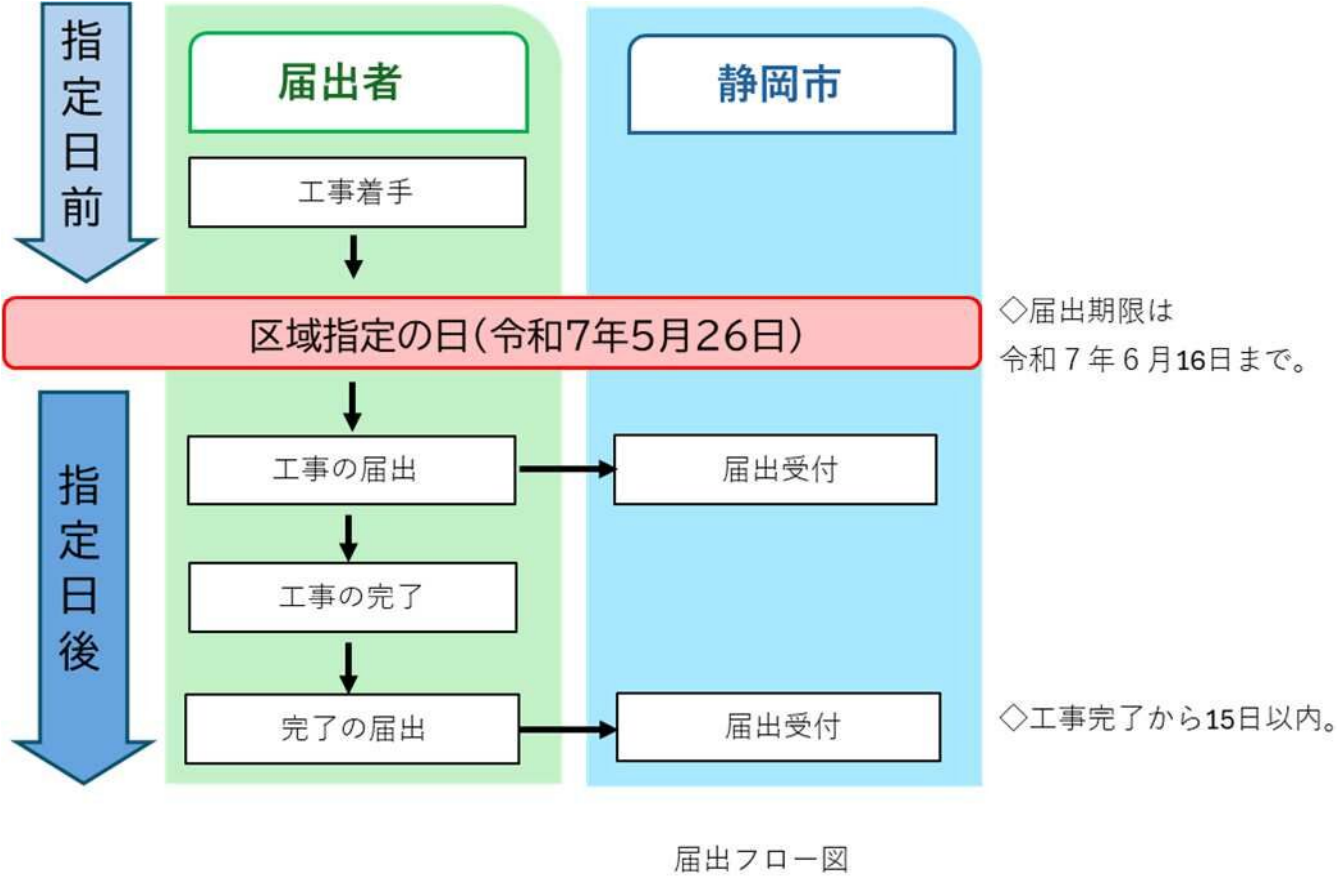
電話受付時間:8時30分~17時15分(土曜日、日曜日、祝日、休日を除く)



静岡市

CITY OF SHIZUOKA

規制区域の指定の際行われている宅地造成等に関する工事の届出



届出に必要な書類等

表ー 1 規制区域の指定の際行われている工事の届出書類一覧

綴り順	書類名称 附属書類
1	届出書(省令様式第 15 又は第 16)
2	位置図
3	地形図
4	土地の平面図
5	土地の断面図
6	工事をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図

表－２ 図面の詳細

図面の名称	縮尺	事項	その他
位置図	1/10,000 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 施行区域の境界 (4) 道路、河川等の公共施設、学校、人家、その他目標となる地物	
地形図(現況平面図)	1/2,500 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 境界 ・施行区域の境界 ・工事をする土地の区域の境界 (4) 施行区域内および周辺の道路、河川、水路 その他公共の用に供する施設 (5) 施行区域内および周辺、境界	1 構造物とは擁壁、石積、塀、門、車庫、階段等 2 標高差2mの等高線または各地盤高の表示すること。
土地の平面図 (宅地造成又は特定盛土等)	1/2,500 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 境界 ・施行区域の境界 ・工事をする土地の区域の境界 (4) 盛土又は切土 ・盛土:高さ、面積、土量 ・切土:高さ、面積、土量 (5) 擁壁その他の構造物の位置、種類、高さおよび延長 (6) 土地の形状及び計画高 (7) 調整池、沈砂池等の位置、形状及び名称 (8) 周辺道路、排水施設との接続関連 (9) 縦横断線の測線とその記号 (10) ベンチマーク(以下、「BM」とする。)の位置及び高さ	1 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 2 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 3 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 4 許可を要する擁壁のベースラインを点線で記入すること。 5 必要な範囲の外周区域を包括したものであること。 6 その他の構造物とは、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留を指す。 7 排水先等で河川占用許可等を受けている場合は、該当箇所を明示し許可番号・日付を記載すること。
土地の平面図 (土石の堆積)	1/500 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 境界	1 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。

		・施行区域の境界 ・工事をする土地の区域の境界 (4) 土石の堆積 ・最大時に堆積する高さ、面積、土量 (5) 空地の位置 (6) 立入り防止柵等の位置 (7) 排水施設(側溝等)の位置、形状及び流水方向 (8) 計画地盤の流水方向 (9) 土砂の流出防止措置(鋼矢板等)の位置及び内容 (10) 周辺道路、排水施設との接続関連 (11) BMの位置と高さ及び縦横断面線の側線とその記号 (12) 凡例	2 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 3 必要な範囲の外周区域を包括したものであること。 4 排水先等で河川占用許可等を受けている場合は、該当箇所を明示し許可番号・日付を記載すること。
土地の断面図 (宅地造成、特定盛土等)	1/500 以上	(1) 縮尺 (2) 測点番号 (3) 横断線の位置と記号 (4) 地盤高及び土質の種別 (5) 計画高 ・盛土 ・切土 (6) 法面形状及び法長、法高寸法(法面勾配、小段、小段排水溝) (7) 工作物の記入ならびにその高さ、勾配等の寸法 (8) 崖、擁壁、道路、河川、水路施設等の位置及び形状	1 区域外の地形を含んだ断面を少なくとも1断面作成すること。 2 縦横断で最大の高さとなる箇所、断面の変化点がある箇所毎に作成すること。 3 斜面地においては、段切りの計画を記載すること。 4 土量計算時に、平均断面法を用いる場合は、根拠となる各盛土・切土の断面積を記載すること。
土地の断面図 (土石の堆積)	1/500 以上	(1) 縮尺 (2) 測点番号 (3) 横断線の位置と記号 (4) 地盤高 (5) 計画高 (6) 空地の位置 (7) 立入り防止柵等の位置 (8) 法面勾配及び、法高 (9) 工作物の記入ならびにその位置の高さ、勾配等の寸法	1 区域外の地形を含んだ断面を少なくとも1断面作成する。 2 縦横断で最大の高さとなる箇所、断面の変化点がある箇所毎に作成すること。 3 土量計算時に、平均断面法を用いる場合は、根拠となる各盛土断面積を記載すること。

完了届

綴り順	書類名称 附属書類	
1	完了届出書(規則様式第 13 号)	
2	工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図	・工事個所の高さ・勾配がわかるようにスタッフやピンホールを組み合わせ撮影し、届出時の写真と同じ位置からの写真を入れて、前後の比較ができるものとする。 ・撮影位置図には撮影した位置・方向・日時を記載すること。